

令和6年度国民健康保険税率（案）

税率比較表

区分	課税区分		新税率（案） （A）	現行税率 （B）	増減税率 （A－B）
医療給付費分	応能割	所得割	6.91%	6.35%	0.56pt
	応益割	均等割	29,600円	27,000円	2,600円
		平等割	17,700円	17,700円	0円
後期高齢者支援金等分	応能割	所得割	2.66%	2.53%	0.13pt
	応益割	均等割	11,500円	10,200円	1,300円
		平等割	6,600円	6,600円	0円
介護納付金分	応能割	所得割	2.31%	2.31%	0.00pt
	応益割	均等割	11,800円	11,800円	0円
		平等割	6,000円	6,000円	0円
合計	応能割	所得割	11.88%	11.19%	0.69pt
	応益割	均等割	52,900円	49,000円	3,900円
		平等割	30,300円	30,300円	0円
調定額			1,667,266,467円	1,564,195,268円	103,071,199円
収納額			1,501,040,000円	1,408,245,000円	92,795,000円
1人当たり税額			114,361円	107,291円	7,070円
1世帯当たり税額			168,428円	158,016円	10,412円

※ 収納率：90.03%、被保険者数：14,579人、世帯数：9,899世帯を用いて算出しております。

※ 課税限度額を106万円（内訳：医療分65万円、後期支援分24万円、介護分17万円）として、算出しています。

モデルケース別税額比較表

		新税率（案） （A）	現行税率 （B）	増減税額 （A－B）
7 割 軽 減	現役世代 40歳代 単身 給与収入 0円	24,800円	23,700円	1,100円
	高齢世代 70歳代 夫婦 年金収入 154万円 （夫婦共に77万円）	31,800円	29,600円	2,200円
5 割 軽 減	現役世代 40歳代 単身 給与収入 120万円	67,600円	64,100円	3,500円
	高齢世代 70歳代 夫婦 年金収入 277万円 （夫200万円/妻77万円）	98,200円	90,900円	7,300円
2 割 軽 減	現役世代 40歳代 夫婦 給与収入 308万円 （夫210万円/妻98万円）	222,800円	209,900円	12,900円
	現役世代 30歳代 夫婦 未就学児1人 給与収入 378万円 （夫280万円/妻98万円）	240,300円	222,500円	17,800円
軽 減 なし	現役世代 40歳代 夫婦 未就学児1人 給与収入 418万円 （夫320万円/妻98万円）	362,000円	340,300円	21,700円
	現役世代 40歳代 夫婦 小学生1人 未就学児1人 事業所得 350万円	562,400円	527,500円	34,900円

※ 国民健康保険税は、世帯ごとに算定され、医療給費分と後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算した額となります。

※ 医療給費分と後期高齢者支援金分は0歳から74歳までの方に、介護納付金分は介護第2号被保険者（40歳から64歳までの方）にかかる保険税となります。